

## 日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

## 第二部 労働運動

## 第二編 労働組合運動

## 第六章 世界労連の動向と日本の労働戦線

## 第四節 一九四九年の世界労連

第二回世界労働組合会議—ミラノ大会の開催 英、米、蘭の代表が脱退した執行局会議の次に行われた執行委員会は、前記三代表欠席のまま、英代表の世界労連の活動を一カ年停止する案を検討し、少数の反対のみでこれを否決した。執行委員会は、T・U・Cのディーキン氏の欠席により、空席となっている議長に、イタリヤのヴェイトリオ氏を選任した。日本とシャムの労働組合の加盟もこの執行委員会で決議された。又、業種別部門組織の確立もすすめられた。四月のパリーにおける世界平和擁護大会(第四編第一章を参照)には世界労連は中核となって活躍し、メーデーにさいしては、平和を守る一大闘争の展開を全世界の労働者にアピールした。そして四九年六月二九日から、七月一〇日までミラノに開かれた世界労連第二回大会こそ、結成当時に比して著しく資本攻勢のあらわとなった複雑な事態の中で闘う世界労連の結集を示すものだった。それは上述の脱退により世界労連はなくなったとの宣伝に対して、事実を以て反駁したものであり、その後の世界的規模における労働者階級の反攻の基盤をなしたものであった。

まず大会に参加した諸組織を一九四五年一〇月の結成大会当時との対比に於て一覽しよう。

次表をみると、一九四五年秋の結成大会の時に比して、組織団体の交替は大分みられるが、量的には組織組合員数は増加しており、質的にも英・米二大国の組合が脱退したことは大きな痛手であることは否めないにしても、この二大組織の代表のために世界労連の活動がむしろ阻止されていたと云う事実からみれば、質的にも強化されたと云うことができるのである。

一六六名の正代議員、三九名の副代議員、二七名のオブザーヴァー正副各四名の業種別部門代表によって大会はすすめられた。

主なる報告と報告者は次のようであった。

- 1 世界労連活動一般報告           ルイ・サイヤン書記長
- 2 労働組合の国際的団結と平和および諸民族の民主的権利のために闘う世界労連の一般政策と活動についての報告

ソヴィエト代議員 クズネツオフ

- 3 米英労組の右翼幹部の分裂策動についての報告

イタリア代議員 フェルナンド・サンテ

F・サンテは現情勢下での労働者階級の任務はつぎのようなものであるとのべた。

「世界労連の単一的民主的性格を熱心に保全すること。分裂が有害である点について、特に幹部が勤労者自身に知らせずに世界労連を脱退している労働組合の大衆に対して、説得活動を行うこと。組合の権利と自由の侵害に対して根気よく闘うこと。団結ある行動が労働組合の統一の最良の学校である点を念頭において、分裂派の労働組合中央機関の組合員と団結する行動をとること」

- 4 労働者の経済的、社会的、利益擁護のための世界労連およびその参加各国労組の行動報告

フラシオン現在における資本攻勢の本質的特徴をつぎのように分析した。

- a 労働者の実質賃金は、資本主義国に於ては一ようにめだつて低下しており、物価は公表賃金よりずっと多く騰貴している。
- b 大会社の利潤は、勤労大衆の生活水準が低下するにしたがって著しく増加している。
- c 国際独占資本の膨脹政策は、現在ほとんどの資本主義国の政治の上に圧力をかけ、これらの国々を戦争準備にかり立てている。
- d このような条件下に、軍事予算は著しい割合で増加しており、これらの国の勤労大衆の上に圧倒的な負担をおしつけている。
- e これらのあらゆる国においては、社会的業務や大衆の生活水準改善に役立つよう建設は、武器製造会社を富ます戦争のための浪費の犠牲になっている。
- f 戦争によって破壊された家庭の再建はなおさら犠牲にされている。住宅、学校、療養所、休息所建設のために、何ら真剣な計画がたてられてもおらず、考えられてもいない。
- g 大部分の資本主義国では眞の社会保険は存在していない。労働階級が社会保険の制定をみとめさせた国においては、それが不完全なものであっても、政府に支持された反動勢力は現在これに対してはげしい攻撃を集中している。
- h ほとんどすべての資本主義国にまんえんし、進行している失業はその正式統計ではその増加、深度のすがたを不完全にしか示していない。
- i 職を奪われた労働者に対して、その窮乏を保証する点の失業保険はどこにも存在しない。
- j はでで、デマにみちたあらゆる声明にも拘らず、すべて資本主義国では大なり小なり民族の差別扱いがひきつづき行われている。
- k 移民労働者(とりわけフランスで)はいためつけられ、団結権と、ストライキ権を奪われ、虐待され、遂に政府は、かれらを労働運動妨害に利用しようとしている。
- l 同一労働同一賃金の原則はいかなる所においても適用されていない。
- m マーシャルプラン実施の結果は、それを受入れた国々において徹底的に不幸であることが実証された。

## 5 人民民主主義国における労働組合の活動についての報告

ポーランド代議員 ア・ザヴアドスキー

## 6 帝国主義者による植民地労働運動の弾圧についての報告

セイロン代議員 S・A・ウイケレマシ

ウイケレマシは、帝国主義者が、後進地帯の大衆のめざめを妨害するために、第一に残忍な非道な武力の行使による解放運動の直接の弾圧と第二に買弁的ブルジョアジーを通じての経済的支配の維持の二つの抑圧方法をとっていると強調した。

## 7 国際業種別部門の結成についての報告

イタリア代議員 デイ・ヴィットリオ

ヴェットリオは、T・U・C代表による、旧国際職能別書記局の世界労連への編入にからむ反労働者のたくらみを詳細に報告したのち、次のようにその報告をむすんだ。

われわれがこの大会からすべての業種別部門にたいして出すスローガンは次のようなものである。「団結せよ、そして諸君の業種別部門のあらゆる労働者と常に団結するよう努力せよ」どんな国の業種別組織であろうと諸君に協力を申し込んだときには決して、それが諸君の部門に参加しているか否かを、あるいは、世界労連へ加盟しているかどうかさえも問うてはならない。また同様にその指導者たちがどのような傾向であるかを問うてはならない。これを援助せよ。闘争において常に労働者を援助し、いかなる差別をもすることなく、かれらと提携せよ！労働者階級の中には、世界労連およびこの業種別部門に対する敵はいない！と

## 8 アジアの労働運動についての報告

中国代議員 劉 寧 一

## 9 オーストラリアにおける労働運動の報告

E・ソントン

## 10 アフリカにおける労働運動の報告

フランス代議員 アラン・ル・リーブ

## 11 ラテン・アメリカにおける労働運動の報告

メキシコ代議員 ロンバルド・トレダーノ

## 12 移民労働者の問題についての報告

イタリア代議員 レナード・ヴァイトツシー

## 13 植民地及び従属諸国における労働組合運動の成長についての報告

ソヴィエト代議員 A・ベイセノフ

## 14 ヴェトナムにおける労働者階級の解放闘争

ヴェトナム代議員 リュ・デュク・ポオ

採択された決議は次のものであった。

### 1 一般活動報告にたいする決議

### 2 勤労大衆の利益擁護に対する決議

### 3 業種別部門についての決議

### 4 アジア、オーストラリア、アフリカ、ラテン・アメリカ諸国における労働組合活動報告にかんする決議

### 5 労働移民の問題にかんする決議

### 6 ギリシャのファシスト王党派のテロについての決議

ローマ大会の大会宣言は次のように要約される。

労働者の死活の利益擁護のための活動をつうじて、世界労連は世界労連こそ労働者の利益のもっとも確実な擁護者であることを証明した。

平和と国際的安全の立場から、世界労連はスペインと、ギリシャのファシスト政体に断乎反対し、ドイツと日本をすみやかにかつ眞に非軍事化、民主化するために努力している。これこそ平和と諸民族の安全にとって欠くことのできない前提条件に他ならない。

いわゆるマーシャルプランとは工場の閉鎖であり、広汎な大衆の失業と、困窮零落の増大である。西ヨーロッパ諸国は独立を失い、国家の自主権を乱暴にもじゅうりんされた。マーシャルプランはまたアメリカ労働者の新たな苦難と困窮である。北大西洋条約とは、侵略勢力による新世界戦争の準備協定であり、ソヴィエトと人民民主主義諸国に対

する陰謀である。

新戦争を準備しつつ帝国主義者たちは労働運動を弾圧しようとしている。

人民大衆の利益に反した態度を守りつづけていたT・U・C、C・I・Oの代表者は、同時に世界労連の活動をまひさせようとした。

あらゆる肉体労働者および頭脳労働者諸君！世界的な平和擁護活動綱領をつくり、広汎に平和擁護活動を展開せよ。

情況の許すかぎり、各経営および職場に平和擁護委員会を結成し、その隊列に全労働者を結集せよ！

大会は七月八日、世界労連の総評議会を選挙し、新選出の総評議会はただちに第一回会議を開いて、ルイ・サイヤン書記長を再選した。ついで次の世界労連の新執行委員が選出された。

書記長 ルイ・サイヤン

書記長補 S・ロトウスキー

// B・ゲーベルト

// 一名未定

国名 正執行委員

国名 副執行委員

ソヴィエト V・V・クズネツォフ

ソヴィエト V・I・ベルサン

// L・N・ソロヴィエフ

// L・A・アラデルヴィエフ

ソヴィエト K・S・クズネツォヴァ

ソヴィエト K・V・オルニーナ

フランス B・フラシヨン

フランス G・モンムツソオー

// A・L・リープ

// J・フオルグ

イタリア G・デイ・ヴィットリオ

イタリア F・サンチ

メキシコ V・ロンバルド・トレダーノ

チリー B・アライヤ

キューバ L・ペーナ

グアテマラ V・M・ギュティエル

ブラジル アマゾーナ

ウルグアイ E・ロドリゲ

中国 劉少奇

中国 劉寧一

インド S・A・ダンゲ

セイロン S・A・ウイケレマシン

チュニス A・サダヴィ

チュニス ファアラ・ハシエド

西アフリカ デイアオロ・アブドウレイ

トランスヴァール デモン・ブツクル

オランダ B・ブロク・ズイール

ルクセンブルグ クランジヤン

日本 金子健太

朝鮮 ゾイ・ゲンデクス

ドイツ H・ウアルンケ

オーストリア 未定

チェコ F・ズプカ

ハンガリア A・アプロ

ポーランド A・ザヴァドウスキー

アルバニア P・ペエリステリイ

ルーマニア G・アポストル

ブルガリヤ R・ダシアノフ

ユーゴ O・サラジ

ギリシャ 未定

イスラエル M・ヤルブルム

イスラエル F・ペンドリ

レバノン M・エル・アリス

イラン レザ・ルスタ

◇アメリカ及びカナダ地区の正副各々三名、イギリスの正副各二名、太洋州の正副各一名、スカンジナビヤの正副各一名の執行委員未定

◇業種別部門—トルントン(オーストラリヤ)他二名未定

七月九日の第一回執行委員会は次のように新執行局を選出した。

会長 G・デイ・ヴィットリオ(イタリヤ)

書記長 ルイ・サイヤン(フランス)

副会長 一—席中、二席がアメリカ及びイギリスの組織のために保留されている。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---